

令和 5 年 3 月 31 日
消 防 庁

令和 3 年度における消防職員の懲戒処分等の状況
(令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)

消防庁では、令和 3 年度における消防職員の懲戒処分等の状況について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

- 消防職員の懲戒処分者数及び分限処分者数について



(連絡先)

消防庁消防・救急課

担 当：村上対策官、松本係長、小島事務官

電 話：03-5253-7522

消防職員の懲戒処分者数及び分限処分者数について (令和３年４月１日～令和４年３月３１日)

- 消防庁において、各地方公共団体の消防部門に勤務する一般職の職員を対象とした懲戒処分及び分限処分の状況を取りまとめたものである。
- この調査は、各地方公共団体が令和３年度（令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで）に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために実施したものである。
- 今回から調査対象として、各消防本部に勤務する職員だけでなく、都道府県の消防学校及び消防所管課に勤務する職員も含めることとした。
- なお、この調査における留意事項は次のとおりである。
 - (１) 地方公務員法上、分限処分に係る規定が原則適用除外とされている条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者として調査しているものであること。
 - (２) 令和３年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を１人として計上しているものであること。

1 懲戒処分者数の状況

- 令和３年度中に懲戒処分を受けた職員数は 325 人であった。
- 事由別にみると、「一般服務違反等関係」124 人（38.2%）が最も多く、次いで「公務外非行関係」89 人（27.4%）、「交通事故・交通法規違反」73 人（22.5%）、「監督責任」29 人（8.9%）、「収賄等関係」6 人（1.8%）、「給与・任用関係」4 人（1.2%）の順となっている。
- 種類別にみると、免職 27 人、停職 86 人、減給 99 人、戒告 113 人となっている。

懲戒処分者数の状況（事由別・種類別）

（単位：人）

事由	免職	停職	減給	戒告	合計
一般服務違反等関係 （不適正な業務処理、勤務態度不良等）	3 (1)	23 (31)	54 (54)	44 (37)	124 (123)
交通事故・交通法規違反 （飲酒運転等）	5 (8)	19 (19)	18 (18)	31 (53)	73 (98)
公務外非行行為 （金銭関係の非行、傷害・暴行等）	14 (17)	42 (40)	20 (22)	13 (16)	89 (95)
給与・任用関係 （受験採用の際の虚偽行為等）	0 (0)	1 (0)	2 (1)	1 (1)	4 (2)
収賄等関係 （横領、収賄等）	5 (0)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	6 (3)
監督責任	0 (0)	0 (0)	5 (8)	24 (28)	29 (36)
合計	27 (26)	86 (93)	99 (103)	113 (135)	325 (357)

（注） 1 （ ）内の数字は、前年度の人数を示す。

2 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

2 分限処分者数の状況

- 令和３年度中に分限処分を受けた職員数は１,２９９人であった。
- 事由別にみると、「心身の故障の場合」１,２８３人（９８.８％）が最も多く、次いで「刑事事件に関し起訴された場合」７人（０.５％）、「職に必要な適格性を欠く場合」６人（０.５％）、「条例に定める事由による場合」２人（０.１％）、「勤務実績が良くない場合」１人（０.１％）の順となっている。
- 種類別にみると、降任７人、休職１,２９１人、降給１人となっている。

分限処分者数の状況（事由別・種類別） （単位：人）

事由	免職	降任	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	０ (１)	１ (０)	０ (０)	０ (０)	１ (１)
心身の故障の場合	０ (１)	０ (０)	１,２８３ (１,１４６)	０ (０)	１,２８３ (１,１４７)
職に必要な適格性を欠く場合	０ (０)	６ (３)	０ (０)	０ (０)	６ (３)
職制等の改廃等により過員等を生じた場合	０ (０)	０ (０)	０ (０)	０ (０)	０ (０)
刑事事件に関し起訴された場合	０ (０)	０ (０)	７ (８)	０ (０)	７ (８)
条例に定める事由による場合	０ (０)	０ (０)	１ (６)	１ (０)	２ (６)
合計	０ (２)	７ (３)	１,２９１ (１,１６０)	１ (０)	１,２９９ (１,１６５)

(注) １ () 内の数字は、前年度の人数を示す。

２ 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を１人として計上している。

３ ２以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。